次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第一条　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）及びこれに基づく命令の規定により規制を受けるものとして原子力規制委員会が厚生労働大臣と協議して指定するものは、次に掲げるものとする。 一　（略） 二　病院等に備えられた医療法施行規則第二十四条第七号の二に規定する診療用放射性同位元素使用器具（以下単に「診療用放射性同位元素使用器具」という。）並びに同条第八号に規定する陽電子断層撮影診療用放射性同位元素及び同条第八号の二に規定する診療用放射性同位元素（以下「診療用放射性同位元素等」という。）並びにこれらに係る医療用放射性汚染物 三　（略） 四　許可届出使用者又は届出販売業者が病院等に診療用放射性同位元素使用器具を譲り渡す場合において当該病院等が取得する当該診療用放射性同位元素使用器具 五　許可届出使用者又は届出販売業者が病院等に診療用放射性同位元素等（いずれも医療法施行規則第二十四条第八号ハに掲げる要件に該当するものに限る。）を譲り渡す場合において当該病院等が取得する当該診療用放射性同位元素等	**第一条**　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）及びこれに基づく命令の規定により規制を受けるものとして原子力規制委員会が厚生労働大臣と協議して指定するものは、次に掲げるものとする。 一　（略） 二　病院等に備えられた医療法施行規則第二十四条第八号に規定する陽電子断層撮影診療用放射性同位元素及び同条第八号の二に規定する診療用放射性同位元素（以下この条において「診療用放射性同位元素等」という。）並びにこれらに係る医療用放射性汚染物 三　（略） （新設） 四　許可届出使用者又は届出販売業者が病院等に診療用放射性同位元素等（いずれも医療法施行規則第二十四条第八号ハに掲げるものに限る。）を譲り渡す場合において当該病院等が取得する診療用放射性同位元素等

附　則

（施行期日）

1　この告示は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この告示の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

その他告示

○総務省告示第三百十二号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の十八第十一項の規定により指定較正機関から較正の業務の一部廃止の届出があったので、同条第十二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年九月五日

総務大臣　村上誠一郎

一　指定較正機関の名称及び住所

一般財団法人テレコムエンジニアリングセンター

東京都品川区八潮五丁目七番二号

二　較正の業務を廃止する事務所の名称及び所在地

事務所の名称	事務所の所在地
一般財団法人テレコムエンジニアリングセンター長野サービスセンター	長野県長野市西後町一五八四番地二

三　較正の業務の廃止の日

令和七年九月三十日

○外務省告示第三百三十六号

令和七年八月一日にワガドゥグーで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がブルキナファソ政府との間に行われた。

令和七年九月五日

外務大臣　岩屋　毅

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　三億五千万円

3　署名者

日　本　側　長島純在ブルキナファソ大使

ブルキナファソ側　カラモコ・ジャン・マリー・トラオレ外務・地域協力・在外ブルキナファソ人大臣

○外務省告示第三百三十七号

令和七年八月六日にハラレで、ジンバブエ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

令和七年九月五日

外務大臣　岩屋　毅

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億円

3　署名者

日　本　側　山中晋一在ジンバブエ大使

世界食糧計画側　バーバラ・クレメンス在ジンバブエ事務所代表